

平成20年度第1回島根県教育課程審議会

日時：平成20年6月12日（木）

13：30～

会場：自治研修所2-1研修室

1. 教育長挨拶

今回は、皆さんには、島根県教育課程審議会の委員に就任いただきまして、感謝しております。後ほどお渡ししますが、学習指導要領の改訂がございました。これに伴いますところの島根県の幼稚園・小学校・中学校における教育課程の望ましい編成と、また教育の実施について諮問させていただきますので、ご審議いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、後ほどご覧いただきたいと思いますが、手元の方に、この4月の小学校・中学校の校長の皆さんの辞令交付式の際、お配りした挨拶文と、また、3大学、島根大学、県立大学、放送大学の「瓦版」ということで広報を出しておりますが、これも僭越ながら配らせていただきました。配りました趣旨を、若干話させていただきますと、最後のところに書いております「感性を磨けば人生が楽しくなる。知性を高めれば人生が豊かになる。」ということばを昨年度はいろんなところで使ってまいりました。現在、いろいろな教育課題を抱えておりますが、そうした一つ一つが個別に起きているようで、実は、一つ一つが絡み合いながら重層的あるいは、複雑に絡まっている。こうした重層的、一つ一つが複雑に絡み合っていることから考えますと、一つ一つに対した的を射た対策も必要ですが、一つ一つの対策とともに、総合的な対策の両面から取り組んでいくことが必要と思っております。

皆さん方にお願います審議会におきましても、色々な議論をいただきまして、適切なご助言を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

2. 委員紹介

※名簿順に紹介

※参加確認、会議成立確認。

3. 委員長選出

事務局案の提案

- ・会長 A委員
- ・副会長 B委員

※満場一致で決定

※A会長が欠席のため、B副会長に司会を依頼する。

挨拶（B副会長）

- ・こんにちは。先ほどご指名いただきましたBでございます。不慣れでございますが、みなさんのご協力によって会を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

4. 諮問

島根県教育課程審議会に対する諮問。

次の事項について。理由を添えて諮問します。「学習指導要領改訂に伴う幼稚園、小学校、中学校における教育課程の望ましい編成と実施」について

平成20年6月12日 島根県教育課程審議会会長様 島根県教育委員会

理由については、後ほどの説明に変えさせていただきます。

5. 事務連絡・説明

○それでは、議事に入る前に、会議の公開について確認したいと思います。

本日の会議は、島根県公開条例第34項に基づき公開としております。公聴につきましては、5名までとしており手続きや守っていただく事柄について、傍聴席後ろの傍聴要綱として掲示しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

続きまして、今回の学習指導要領の改訂について説明いたします。

○教育課程改訂の基準について

失礼いたします。板倉といいます。よろしくお願ひいたします。学習指導要領改訂のポイントについて説明させていただきます。

パンフレット「生きる力」、2ページの大きな矢印の中をご覧ください。

現行学習指導要領の理念「生きる力」を育むことを新学習指導要領においても継続していきます。「生きる力」とは、

- 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力など

であり、「知・徳・体」のバランスのとれた子どもを育むことをこれからもねらいとしていきます。

この理念を実現していくことにおいて、現行学習指導要領における教育には、いくつかの課題がありました。

2ページの下段右側をご覧ください。

まず、「生きる力」について、学校関係者も保護者・社会も十分に共通理解をしていなかったことがあります。

例えば、「自ら課題を見つけ・・・」という言葉から、教師が子どもの自主性を尊重するあまりに、「指導すること」に躊躇する傾向が見られました。

次に、学力調査の状況から、基礎的・基本的な知識・技能の習得と比べ、知識・技能を活用する力が十分でなかったことがあげられます。そのために、現行学習指導要領で始まった「総合的な学習の時間」などの探究的な学習が、体験のみで終わってしまうことが多いという指摘もありました。

これは、基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習が十分行われていなかったこと、また、それに充てる時間数が少なかったことが原因と考えられます。

また、豊かな心や健やかな体の育成にかかわって、家庭や地域の教育力が低下したことを踏まえた指導が十分でなかったことが考えられます。

そこで、こうした課題を解決し、「生きる力」を育むという理念を実現させるために、その具体的な手立てを確立するという観点から、この度学習指導要領が改訂されました。

3ページをご覧ください。今回の学習指導要領の改訂のポイントが記してあります。

- 「生きる力」に関わって、改正教育基本法に新たに規定された精神や態度を育む。
- 文科省、教育委員会から情報発信をしっかりとし、「生きる力」という理念を共有する。

- (3)(4)に関わって、「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、「基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成」をバランスよく行う。バランスよく行う指導のために、授業時数を確保する。
- 学習意欲の向上、学習習慣を確立するために指導方法の工夫を行ない分かる喜びを感じられるようにしたり、キャリア教育などを通し、将来への夢やあこがれをもたせ、学ぶ意義を理解させたりする。
- 豊かな心や健やかな体を育むための体験活動を家庭、地域においても充実していけるように、学校でそのきっかけ作りをする。
こうした「改訂のポイント」に沿って、5ページに示されているような「教育内容に関する主な改善事項」がありますが、これについては、「検討すべき具体的事項」の説明において出てまいりますので省略させていただきます。
以上で、学習指導要領の改訂のポイントの説明を終わります。

補足説明

次に、諮問についての補足説明を行います。資料の2ページをご覧ください。理由というところをご覧くださいと思います。

本県では、『しまね教育ビジョン21』、教育振興基本計画でございますが、これにおきまして、島根がめざす教育として「知徳体の調和的発達をもとに、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決力を身に付ける」ことを明確に位置付け、その実現に向けた取組を推し進めてまいりました。

具体的には、豊かな自然や歴史・文化、教育熱心な人々など恵まれた教育資源、人間的なふれあいを基盤に、一人一人を大切にした教育を行い、ふるさと教育の推進や地域の教育力を生かした教育の推進、少人数指導の充実と拡大に取り組んでまいりました。

その結果、子どもたちには、課題を意欲的に追究しようとする態度やふるさとを愛する心が育ちつつあると考えています。また、基礎的・基本的な知識・技能の習得について、概ね良好な状況であること等、一定の成果がみられていると考えております。

しかし、基礎的・基本的な知識・技能を活用する力（思考力・判断力・表現力等）や学習習慣が十分に身に付いていないこと等の課題も見られております。

こうした状況の中、幼稚園教育要領、小中学校学習指導要領の改訂が行われたというところでございます。その概要につきましては、今、説明した内容でございます。

この学習指導要領改訂とこの度の『しまね教育ビジョン21』の改訂を期に、本県の地域性や子どもの実態を踏まえ、将来の展望に立った具体的な教育課程の編成と実施について検討を行い、各学校に指針を示す必要があると考えております。

そこで、この教育課程審議会におきましては、検討すべき事項としてあげておりますが、「望ましい教育課程の編成のあり方について」「1各学校段階の教育で大切にしたいこと」、「2教育課程実施上の配慮事項について」検討いただきたいと考えております。

次に、4ページをご覧ください。

検討すべき具体的な事項をあげております。ここにお示ししました検討すべき具体的な事項というのは島根県が求める教育の柱となるものとして、事務局で考えた案でございます。いわば、答申をいただく際の柱になると捉えていただければと思います。

本日の審議会の協議では、柱について忌憚のないご意見をいただければと思っております。

それでは、幼稚園の方から読み上げていきたいと思っております。

「望ましい教育課程の編成のあり方について」

「1 幼稚園教育で大切にしたいこと」

この内容として、知、徳、体、感性とこれらの内容を入れていく。そして

「2番に、教育課程実施上の配慮事項について」ということで、

- (1) 人とかかわる力の育成について
- (2) 規範意識の芽生えを養うことについて
- (3) 体験を通して思考力の芽生えを養うことについて
- (4) 豊かな感性や表現する力を養うことについて
- (5) 障害のある幼児の指導の充実について
- (6) 幼小の円滑な接続を図ることについて
- (7) 健やかな心と体の育成について
- (8) 家庭との連携の推進について
- (9) あずかり保育の充実について
- (10) 子育て支援の充実について
- (11) その他

でございます。続きまして、5ページの小学校をご覧ください。

同様に小学校においても、大切にしたいこととして、知、徳、体、感性の内容を盛り込みたいと考えています。

「2番の教育課程実施上の配慮事項について」

- (1) 学習意欲の向上や学習習慣の確立について
- (2) 確かな学力を育む言語活動の充実について
- (3) 数学的な考え方や科学的な見方、考え方を養う理数教育の充実について
- (4) 自分を大切に、他を思いやる心、卑怯を恥じる心を育む道徳教育の充実について
- (5) ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもを育むふるさと教育の充実について
- (6) 健やかな心と体の育成について
- (7) コミュニケーション能力の基盤を培う外国語活動の充実について
- (8) 保育所・幼稚園、小学校、中学校の連携について
- (9) その他として、教科を横断して指導する教育等について

と、提示しております。

中学校でございます。同様に中学校教育で大切にしたいこと、知、徳、体、感性。

「2番目の教育課程実施上の配慮事項について」。小学校と重なる部分が多いかと思いますが、

- (1) 学習意欲の向上や学習習慣の確立について
- (2) 確かな学力を育む言語活動の充実について
- (3) 数学的な考え方や科学的な見方、考え方を養う理数教育の充実について
- (4) 自分を大切に、他を思いやる心、卑怯を恥じる心を育む道徳教育の充実について
- (5) ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもを育むふるさと教育の充実について
- (6) 健やかな心と体の育成について
- (7) 小学校、中学校、高等学校の連携について
- (8) その他として、教科を横断して指導する教育等について、そして2つ目に部活動のあり方についてをあげています。

事務局案を読み上げさせていただきました。どうぞ皆様の忌憚のないご意見をいただきますことを重ねてお願い申し上げます。

今後のことをお話させていただきます。今日、ご審議頂くこの柱というものは、決まっていますと、それをもとにして答申文を頂くということになります。そして、その答申文を基にして島根県の教育課程編成・実施に向けての「手引き」のようなものを作成したいと考えております。今日、お手元に前回、平成11年度でありましたけど、いただいた答申文を配付させてもらっております。参考にいただければと思っております。

それでは、ここからの会の運営は、B副会長様にお願いしようと思っております。なお、各委員の皆様へのお願いでございますが、ご発言の際は記録の関係もございませぬので、マイクをお使いいただきますようお願いしたいと思います。

6. 協 議

B それでは、協議に移らせていただきます。

本日の協議の内容は、会議次第にあります。先ほど説明のありました「検討すべき具体的な事項」について協議いたします。「この検討すべき具体的な事項」は、審議会を進めていく上で重要なポイントでありますので、各方面からお出かけいただいている委員の皆さんに多面的なご意見をいただきたいと思っております。その際に、皆さんが日ごろ島根県の教育について考えていらっしゃることや新学習指導要領で気になる点などを入れてお話いただきたいと思っております。どなたかご意見ございませぬでしょうか。

先ほどは、事務局から具体的な案についてご説明もありましたが、この内容でもよろしいですし、他の事を付け加えての意見とかでも結構です。ありましたらよろしくお願ひします。

C 中学校の立場から、問題点として今、中1ギャップということが全国的に言われております。不登校も中学校に入ってから大きく増えるとか、学力についても中学校に入ってから落ちるとか、問題行動も中学校へ入って増えるとか、そういったことは、中学校の問題でもあるのですが、やっぱり小学校教育との関わりも大きいのではないかと、案外、小学校の高学年あたりで芽が出ていても中学校へ入ってから大きく育つかと思っていたりして、ここで小中連携、小中高連携が出ておりますが、こういう視点をもう少し大事にしていきたいと、特に今回の学習指導要領、学校段階でそれぞれ個性を出して教育課程をつくっていくことも大切だと思います。もう一点は、連携ということも。できれば一貫ということも、幼小の連携、小中の連携、中高の連携という視点も入れていくとどうかなと思っております。

D 1番の学習意欲の向上や学習習慣の確立についてのところ。連携とも関わっているところ。小学校の子どもたちを送り出して、小学校の指導はきめ細やかな部分もあり、なかなかついていけないという反省もあったのですが、特別支援教育も充実して、子どもたちを細かく見ていく部分は、とても大事なことだと思います。それによって子どもたちの自ら学ぶ力だとか、人と関わりあって学び合うとか、切磋琢磨して学び合うということも、学習意欲につながってくると思っております。幼稚園の方で、人と関わる力の育成ということもあります。学習意欲の部分での内容的なところを、指導形態とか中身も、形態、指導の方法も関わりながら学習意欲の向上や学習習慣の確立について、検討していく必要があると思っております。家庭での学習習慣も関わりがあると思っておりますので、学習意欲の向上や学習習慣の確立について、幼小中の連携を図りながら、学習の仕方、指導の仕方ということも関わりながら検討していく必要を感じます。

E 島根も広いので、東部と西部で若干、学校の様子や子どもの実態も違うとこ

るもあるのかと思いますが、今日お示しいただきました配慮事項の柱というのは、我々もこれから、新しい教育課程に関わって考えていかななくてはならないと考えていたところではあります。先ほどのC委員の話の中で小中の連携というのがありましたが、中一貫教育のあり方というのもさげばれておりますし、あちらこちらで取組もされております。江津でも少しずつ手だてを考えたいと思い、取組も進めておりますが、実務的なところになりますと、いろんな壁がありまして進みにくい現実があります。ただ、先ほどのお話の中1ギャップということもあって、やはり、小学校から中学校への引き継ぎの段階のことを考えますと、やはり連携ということをと小と中の教員がしっかり考えていく必要があると考えています。

連携ということばについて思うのですが、前回の一次答申を読みますと、「家庭との連携」ということばもあります。学力向上というのがさげばれておりますけれども、確かに私の学校の実態から言いましても、家庭での学習の時間が非常に少ないのが実態です。背景を考えてみますと、子どもは今、本当に大変忙しいです。小学校の子どもたちというのは、放課後や土日、本当に色々なことで忙しい毎日を送っています。やはり、そこらの教育において保護者の方と学校との教育の目的とかねらいというものをもう少し確認をしながらやっていく必要があるのではないかと、しかもそれは、もちろん勉強ということになるかと思うのですが、中学校以上に、小学校の子どもたちというのは忙しいという感じがします。勉強する時間がなかなかもてないと、そういうのを少しご理解いただきながら、学校が考えていることを伝えていかななくてはいけないというのが大きな課題かと、私は考えております。

F 島根県のセンター試験の順位は46位をとったということでございます。Z高の保護者は生徒の学力というようなことを期待しておられます。いろいろな学力観がありますが、進学校として、生徒の進路希望を叶える力をつける必要があると思っています。その意味では、小学校、中学校、高校、ある程度の連携をとって、生徒が希望する就職あるいは進学など自分の目指す目標に対して、応援していかなくてはならないと思います。その意味で、やっぱり島根は塾が少ないとか、或いは学習習慣が他県よりも定着していないということも聞いています。そういう意味で、生徒の学習意欲の向上あるいは、学習習慣を確立させるべきです。島根では、塾が少ないので、現状では、小学校、中学校、公立あるいは私立の学校で力をつけてやる必要があるハンデを背負って暮らしていることとなります。だから、小中高の連携によって、力をつけていく必要があると思います。

G いただきました検討すべき事項の(4)(5)について話したいと思います。(4)に、「自分を大切に、他を思いやる心、卑怯を恥じる心をはぐくむ道德教育の充実について」私は、ビジネス教育に携わっておりますことから、集会の時にも話しますのは、ビジネス、商業高校の「商」という字の意味をお話します。「商」という字は、左右対称になっています。基本は、約束を守ることと、嘘をつかないこと、言い訳をしないこの3つを常に生徒に話しております。その場でも、やっぱりビジネスで利益を生み出す場合は、自分だけが儲ければ良いというのではなくて、やはり相手方も儲かっていく、そういう自分本位にならないハートを生徒に話しております。そういう意味で、配慮事項(4)というのは、やはり、小中、低学年からこういう形で、充実に努めていただければ、専門高校、とりわけて商業高校、ビジネス学校にとってはありがたいと思っております。特に、感心いたしましたのは、「卑怯を恥じる心」という場所でございます。今の小学校、あるいは、中学校、高校に入っても多少校内でのいやがらせやいじめは解消しないようです。やはり、正々堂々と立ち向かう、日本人がもっていた美しいものというのが、どんどん失われてきて

いる現状です。いい加減なことをしても全く反省の色がないような、こういう風潮に対しましては、正義感をもつ子どもが逆に言うと孤立するような教育環境の中で、おそらく武士道に結びつくような精神だと思えますけど、やはりこういったところを人として生きる当たり前のことが、子どもの頃から、学校教育の中で教えていかないと、高校段階では修正が非常に難しいものになる感じを受けております。

それから、5番目の「ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもをはぐくむふるさと教育の充実について」、私たちもビジネス教育では、それぞれ商業高校が各地域の歴史と文化にあったようなビジネス教育を模索しております。私、今Y商業ですけれども、出雲の歴史と文化に合ったような教科の融合といいますか、歴史と例えば英語を結び付けるとか、ビジネスに結び付けるとかそういった取組をしていきたいと思っています。

そういった面で、やはり、小中でふるさとのいい面での教育を、商業高校でも結び付けたような教育を展開していきたいと思っております。

H 私は、大学の教員養成課程、特に、幼稚園、小学校、中学校の教員養成課程の中で、体育教育を担当しております。中でも専門的領域は、身体表現です。この立場を生かして、この審議会に私が貢献できるとすれば、おそらくは体育あるいは、感性の教育というところであると思えます。特に私が今、教育課程、あるいは、研究活動で取り組んでおりますテーマは自分が感じたことや考えたことを、仲間と一緒に発信し合って、そのアイデアを上手に仲間の中で、みんなの意見を採り上げたりすりあわせたりして、どう形を作り上げていくか、そして作り上げた形を自分たちの意見、または感性を発信するものとして堂々と表現していけるかという力の育成についてです。これは、教員養成課程のレベルでの育成ですけれども、そこでそういったような力の育成、プロセスについて、委員の先生方と一緒に考えていけたらいいなと考えています。

I 幼稚園教員養成の関係の授業を担当しております。幼稚園というところについて、私から2点ほど、あげさせていただきたいと思えます。検討すべき事項のところの8、7番目「健やかな心と体の育成について」「家庭との連携の推進について」ということについてですけれども、小学校にあがる前の乳幼児期にしっかりとした基本的な生活習慣というものを身につける必要があると思えます。朝起きてしっかりご飯を食べて、体をしっかり動かすというような基本的な生活習慣を身につけることが、やはり小学校にあがった時に、基礎的な力として役に立つというところで、そのあたりをしっかりと幼児教育の中で育てていきたいところだと感じています。

6番目の幼小連携のことについてですけれども、最近、幼稚園で小学校との連携の交流事業が沢山行われています。やはり、幼稚園の教育目標と小学校での教育目標の違いというのがありますけれど、また、幼稚園と小学校の先生が交流することによって、そのあたりの相互理解が深まると思えますので、そういうことを進めていくことは大切だと思います。

それから、短大で学生を養成している立場から言いますと、小学校、中学校、高校での子どもの育ちということについて、年々学力にばらつきがある学生が短大に入ってきているということを感じています。私のところの短大は、県内の学生が比較的多く入ってきています。やはり、学力にばらつきがあるということで、学生をどう育ていこうかということが、毎年の悩みですけれども、基本的な理解力がやはり低下しています。こちらが言ったことが理解してもらえないとか、文章をきちんと読まないとか、そういった学生も年々増えてきているというところで、小学校、中学校、高校で学んできている事が、大学でつながっているのかな、感じる心が磨

かれているのかなと思います。短大の中でもいろいろな基礎的な力というものを養成している現状ですけれども、また、小学校、中学校、高校でもそういったことも育てていければいいなと感じています。

J 親の立場で意見を言わせていただきたいと思います。(5)にありますふるさと教育ですけれども、小学校、中学校そして高校において島根を愛そうということで、ふるさと教育が行われておりますけれども、実際、高校になりますと、進学校とかでは地元の島大よりも、先生方は県外の国公立の方を推薦され、とかく地元の者が島大に入らない傾向があるのを感じておりますが、幼い頃からふるさとを愛する心をはぐくみながらも、ある程度まで行くと出て行ってしまい、老人と子どもだけが残ってしまうような傾向があるのではないかなと感じているところがあります。ふるさとに愛着をもつということは、私は、今になってやっと感じたんですけど、昨年、エイズ教育のことで、アフリカのある国に行きまして、一ヶ月ぐらい過ごし帰ってきた時に、本当に、「島根はいいな、松江はいいな。」とつくづく感じました。今の状態で暮らしができることが本当に幸せなんだなということを感じて、一度外へ出てみないとふるさとのよさというのは分からないなということを感じました。

家庭との連携についてですけれども、幼稚園の(8)で「家庭との連携の推進について」と入れてありますが、小中の方には入っておりません。小中の方にも是非これを入れていただきたいと思います。親が、「親力」とでも言うんでしょうか、不足していると思います。ですので、学校と家庭との連携、つながりを深くしていきたいと思います。現場では、中学校の方に関わっておりますけれど、不登校児が、私に関わっている学校では多いです。そうしました時に、先生からすると、親の方に問題が多々あるということで、いろいろ語っていただきましたが、それが本当に親に届くように、家庭との連携の推進を入れていただきたいと思います。

また、中学校の⑧のところ、「部活動の在り方について」とありますが、「在り方について」と記されたのは、どういう意見をもってここに挙げられたのかなと、後でお聞きしたいと思います。

K 先ほどからのお話を伺いながら、幼稚園の子どもたちの日々の生活が、育ち方の基本につながっていくなと感じながら聞かせていただいております。今度の教育基本法の改正で、幼児期の教育の重要性、家庭教育の大切さが明記されて、幼児教育が生涯の育ちにつながる重要な役割を果たしているのだということがハッキリしてきました。また、これまでの教育に加えて、規範意識を育てるということですか、子育て支援と預かり保育の充実ということが大きな位置づけとして加わってまいりました。規範意識というのは、幼稚園では遊びの中で子どもたちがルールを考えたり作ったりしながら、一緒に学んでいます。また、日々の活動の中で共同的な学びですとか、知的好奇心ということを意識しながら支えることによって、子どもたちの育ち方が変わっていくのを感じています。教師が意識をもって、子どもたちの育ちを見て、活動場面の中で、具体的にどのように指導したらいいのかが見えてくるような教育課程にしていただけるといいなと感じているところです。また、これからの幼稚園の役割として、教師は、子どもたちの育ちを保護者の方にも感じていただき、家庭での生活につながるような伝え方を工夫していかなければならないのかなと感じているところです。そのことが家庭の教育力の向上につながると感じています。幼稚園の役割として何を、どう支援するのか、具体的に示していただきたいと思っています。今、以前と比べて子ども達の姿がずいぶん変わってきています。規範意識についても、私たちの「当たり前」のことが、子ども達

は「当たり前」と思っていない。教師の思いが子どもたちに伝わっていない場面が随分あるのではないかと思います。子どもたちの家庭での生活環境、育ち方をしっかりととらえた上で、実際に役立つ教育課程であってほしいと思っています。子育て支援につながりますが、最近幼稚園の子どもたちの人数が減ってきています。松江市は年間百人単位で幼稚園に入園する子どもさんが減っています。でも、保育所の待機児童は増えている。それは、お母さんたちが、家庭で子どもを育てにくくなっていて、三才になったら、一時保育に預けたい。保育所に入れて、仕事をして、長い時間見てほしい。という方が多くなってきているようです。幼稚園は、「預かり保育」と「一時預かり保育」と二種類の長時間保育をしています。「預かり保育」は6時まで、「一時預かり保育」は月に10回、1回300円で5時まで預かります。10回全部使われる方がとても多くなっています。これは、地域の中で、遊ぶ場所がなくなった。公園でも危ない時代になってきた。それなら幼稚園で過ごした方が安全だから。というのもあると思います。そのような中で、今回、預かり保育も教育活動として位置づけられることになりました。これまで以上に私たちの役割は大きいものとなります。これから具体的に何をどのように取り組んだらよいのか、それが見える教育課程を目指していけたらなと思っていますところ。

L 人権擁護委員というのを受けておまして、年間数回、大人の人の悩みに向き合うことがあるわけです。それぞれに悩みをもって相談に来られますし、中には、心を病んでおられると感じることもあるんですが、その時まで、その方の、小学校、中学校、子ども時代からのその人の人生をいろいろ思ったりすることがあるわけです。

もう1つ、人権擁護委員をしながら、ニコニコサポーターという仕事もしておまして、今日も午前中子どもたちと向き合ってきたんです。やっぱり子どもは、日々の学習に戸惑いとかやる気のなさ、学習意欲の問題にも関わってくるんですけど、今日は、私はこんな質問を受けたんです。「先生、何でぼくは、勉強するの」って問いかけてきまして、なんかの時間にふっと問いかけられてきた時に、戸惑ったんです。一番最初に藤原教育長様のお言葉に「あなたは、なぜ勉強していますか」というチラシを見て読ませていただいた時に、「ああ、こんなふうにまとめて答えられたらよかったのにな。」と、思ったんですけど、何て答えたかと言うと、「あんたが、あんたらしく生きて、それをみんなが認めてくれるためよ。」って言ったんです。なにしろ5年生の子どもですので、分かったかどうか分からなくて、えっとその時に、思いました。今日、この教育課程の審議会の審議委員として出席してきているんですけど、どなたかおっしゃっていましたが、「場違いなところに来た」とありましたが、私こそ場違いな気がして、やって来たんです。私が本当に、二十四時間とは言いませんが思っているのは、大人も子どもも、特に今日は、子どもの陰の部分の子たちをどういう風に新しい学習指導要領の内容にのせて育てていくかっていうところなんです。その前に、その子たちの姿を救ってもう1つ、教育長さんの訓示中に何ページかにあったんですけど、「現状を正しく認識することは必要ですが、まず、現場を信頼し、現場の声に耳をかたむけ」という「現場を励ますこと」この言葉も私には、ちょっと救いだったんです。最後にまとめてみたいのは、教育条件の整備っていうか、そういう辺りの項目が入っているのかいないのかさっきからずっと探したんですけど、この前の答申、第一次答申の最後に18ページ辺りにあるのかなと思ったら、18ページは皆さんのにはあるかもしれませんが、私にはなくて、これも手がかりにならないなど。すでに教育課程の配慮事項についてという部分の人的な条件といえますか、教育条件の整備という観点で、私が日頃悩

みに思っている部分に、何らかの話し合いというか答申に組み込めてあったらいいなという気持ちでした。

すみません、本日の教育課程の審議会の内容からずれているかもしれないという不安もありながら答えさせていただきました。

M 私は、民間の会社をやっております。この会社は、文部省検定教科書の島根県下の総卸元という立場でございます、全国に53の会社があります。そういう会社をやっているということでございますけれど、私自身教育に関わったっていうことは、十、二十年近く前になります、PTA会長をやった経験がございます。それから経済団体で、島根県経済共有会というのがありますが、ここに教育問題委員会というのがあります。三学科と連携で協力して研究しています。教育制度ということで、品川区まで勉強しに行ったこともありました。それから、ある教育産業に関わる会社があります。非常に親しくしているものですから、その関係でアメリカのチャータースクールを見学に行ったことがありました。最近では、立命館小学校でおもしろい教育をやっていますので、ここに行ったりしたこともございます。ですから、いろんな角度から教育ということにつきましては興味をもって見ておりますけれど、自分自身で考えをまとめることではございません。それで、全くの素人登場といえ、一番場違いかもしれませんが、こういう立場の人間がいてもいいんじゃないかと思っておりますので、私なりの意見をこれから述べさせてもらいたいと思います。

いたって不勉強でして、今日資料をちょうだいしたので、これから少し勉強し、自分の意見をもてるようにしていきたいと思っております。

今日のご発言を聞いておりました、本当にごもっともで、そういうふうになっていけばいいなと思っております。私どもが、いろんな仲間内と話しているところで、もっともっと教育に力を入れなければいけなくていいんじゃないかというふうな意見が、道路よりも教育だという人が結構います。私自身も先生方の権限をもっともっと強化していいんじゃないか、給料も倍ぐらい払っていい、但し、先生として資格のない人は早くやめてもらって、そしていい先生方ですっきりとした教育をやっていただくというふうな思いがございます。そして、モンスターペアレンツなんていうことばもございますけれど、そんなものには一切影響されないように確固たるものでやっていただければなと思っております。それと、ある大学の名誉教授が日本もまんざら悪いもんじゃないよという思想、根本的なポリシーがあってもいいんじゃないかとおっしゃる方がいらっしゃるんです。しかし、ああして戦後20年8月以前のは悪かったというふうにされてしまいましたけれど、こと教育に関しては取り入れていい部分はどんどん取り入れていくことが必要です。私自身も若いうちから規律を守らなければならぬということを、徹底して体で教え込んでいかなければならぬと思っております。家庭教育自身が難しくなってきたり、つまり親自身が戦後教育のうちに、躰を含めむずかしくなってきたり、そういう何か規律を守らせるような機会があればいいと思っております。

多少、右よりのようなことを言いましたけれど、私は、右も左もございません。お役に立てるか分かりませんが、民間人として、しかも、営利を目的とした事業をやっている人間としての意見、これは今後とも言わせていただきたいと思っております。

D すみません、2番目の「確かな学力を」という言語活動の項目ですが、この度の改訂で言語活動の充実ということが一番最初に謳われております。新指導要領が出るにあたって、学力観が、文科省の方から習得、活用、探究だということでバラ

スのよい学力ということが出てまいりましたが、その活用力ということが、とても、注目を浴びていて、それに伴って「確かな学力を育む言語活動」というところも大いに関係しているのではないかなと思います。言語活動によって学力がまた偏ることもあるのではないかなと思ったりして、コミュニケーション能力とか豊かな感性も大事ではないかなと思いますので、「確かな学力、コミュニケーション能力あるいは、豊かな感性を育む言語活動」というふうにして読書活動やら言語環境を整えることで、豊かな感性を育てることに、言語活動の充実のところに入れてもらうといいと思います。

- B ありがとうございます。一応、皆様方のご意見をいただきました。私ですね、皆さんにいろいろおっしゃっていただいて、言語活動のところですね、今、おっしゃっていただきましたけれど、教科書が読めない子どもたちが、案外多いんですよ。これがやはり、一つは、今やっている教育で本当に大丈夫かいなと思うのは、理科の教科書を読ましても読めない、したがって内容もあまり分からない、結局、何を勉強しているか分からないということがあって、今、そのため、言語活動の充実というのが新しい学習指導要領に入ったんじゃないかなと思います。ぜひ、国語ばかりでなしに、他の教科でも生かしていただきたいなと思うことと、私はだいたい高校畑でして、高校のほうが多いわけですけど、先生方に聞いてみますと、今の生徒たちには競争心がないというか、今、一番最初のところに学習意欲の向上ということが入っていますけれど、昔と同じように結局学習意欲を盛んにするようと、ベテランの先生が仕向けてますが、生徒の方が乗ってこないということを嘆いておられました。いわゆる進学校ですけど、それであってもそうであるということです。何が欠落してきたんだろうかというふうに思っているんですけど、まあ、いいアドバイスがあったら言っていただきたいと思っているところであります。

それから、家庭との連携ということをおっしゃっていただきましたが、手前味噌になりますが、私どものところは中学校もありまして、中高一貫校なんでもありますけれども、中学校ではとにかく、宿題を出して、とにかく家庭で学習をして来なさいということを、だいたい1年生で3時間家庭で勉強しなさいというふうに仕向けていますが、もちろんできません。できませんが、目標は、3時間ということで、まずは、学習習慣を家庭でつけさすようにというふうにして、心がけているところです。これもひとつの、家庭との連携というふうな位置付けになるんじゃないかなと思っております。

それから、教育委員会の方に返して申し訳ないんですけど、先ほど質問なんかもありましたので、部活動のあり方についてですとか、いろいろありましたので答えていただきたいと思います。

- 事務 たくさんご意見をいただきまして、ありがとうございます。

一つ目の、部活動のあり方についてですが、中学校の学習指導要領の5ページをお開きください。(13)のところですが、部活動について、初めて学習指導要領に位置付けられたわけです。ちょっと読んでみます。「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」というふうに書かれています。このことを受けまして、島根県の実態はどうかということがあると思います。教育課程との連携が図られるようにするという事は、どういうことを学校に呼びかけていく必要

があるのか、今、島根県の地域性とか実態を考えた場合に、どういうふうなことを地域の人たちをお願いしていけばよいのか、そういったところも含めて考えていたらと考えております。

それから、家庭との連携の必要性について、E委員、J委員からもおっしゃっていただきました。私どももその部分では、重要であると思っております。幼稚園のところには、1つの柱として、家庭との連携ということについて位置付けております。小学校、中学校のところでは、最初位置付けようかと考えていたんですが、事務局案としましては、学習習慣と学習意欲の確立という1つの柱の中にも家庭との連携のあり方というのはあると思います。また、次の確かな学力の確立という部分にも家庭との連携はある、すべての項目の中に家庭との連携ということが入り込んでいくんじゃないかなということがありまして、1つの柱としては設けていないということがあります。その点、ご意見をいただきまして、やっぱり1つの柱として設けていった方がよいということでしたら、そのようにしたいと考えております。また、意見をいただきたいと思っております。

あと、言語活動の充実ということにつきましては、もちろん国語科だけではなくて、他の教科等においても言語活動を大切にしたい学習というものを行っていきたくて考えております。そして、言語活動を通して活用力、先ほどもD委員からもありましたけれど、思考力・判断力・表現力を培っていくということももちろんですけども、コミュニケーションや感性・情緒ということについても、言語活動の充実を図る中で育てていくということも、答申の中に盛り込んでいくということを考えています。先ほど言っていた確かな学力が全面に出て行くということが誤解を招くこともありますので、検討させていただきたいと思っております。

- C 家庭との連携ということが出てきましたが、家庭だけではなく、地域社会というのがあって、家庭・地域社会との連携ということを出してほしい、柱になるんじゃないかと思っております。不審者事案がいろいろ起こっておりまして、私、出雲市におるんですが、何週かに1回は連絡があるんですが、やはり子どもが帰る時間に、地域の方なんです、サブをしてもらっただけで結構なんです、例えばその時間に車でぐるっと回っていただくとか、そういうふうなことをしていただければ、もう大変効果がある、それから私たち地域社会に対して、ものすごいことをしてほしいということじゃなくて、ほんのちょっとした日常生活の中で、例えばそういうふうな協力をいただければ、変わってくると思うので、ぜひ、家庭と地域との連携、協力ということがあるといいなと思っております。

それから、島根県、そして全国的な特色として、トップレベルであげられているのが、地域の方が学校へ来て教えていただける比率が、日本一だと思うのですが、ぜひ、このような島根県のよさというものを学校教育に取り入れて行ったらどうだろうか、比率的にはおそらく全国トップじゃないかと、私、中学校におるんですけど、総合学習等で毎週いろんな方が来ていただいているいろんなことを教えていただいて、そういう方がまた併せて、年配の方がまた、中学生と交流するという、普段なかなかできないと思っておりますので、ぜひそのことも柱に入れていただくといいかなと思っております。

- K 今、連携のことが出たんですが、家庭・地域社会の連携ということで、松江市は、去年から幼・小・中学校で、ノーテレビ・ノーゲームの取り組みをしています。幼稚園からすべての学校が、同じ一週間、同じ日にちで取り組んでいます。そうすると、テレビを消しても兄弟関係で、お兄ちゃんやお姉ちゃんもやっているの、やっつけていけるので取り組みやすいようです。保護者からのアンケートをいただくと、

「テレビをつけない時間に何をするのか親が考えるようになりました。」「絵本を読むようになった。」「いっしょにトランプをするようになった。」「ゲームじゃないいろんなことをいっしょにやる、いろんなことを考えるようになった。」「いろんなものをいっしょに作るようになったりして、言葉が増えた。会話が増えた。」などの感想をたくさんいただけるようになりました。地域によっていろんな実態があると思うのですが、連携の内容をしぼることで、取り組みやすくなるのではないかと思います。松江市のように、幼・小・中連携することによって、地域全体で、共通の意識をもった取り組みが広がっていくと思います。今年も1学期に取り組んだんですが、今年入園したばかりの年少の保護者の方にも大変好評でして、このリズムをぜひ続けていきたい、できればこの1週間だけじゃなくて続けていきたいという感想をいただいて、とてもいい効果が出ていると感じているところです。

E 少し視点がずれるかもしれませんが、先ほど、L委員さんからニコサポという話がありました。学校現場において、新しい教育課程実施に当たっての対応の部分についてお話させていただきたいと思います。

副会長さんのお話の中で、教科書が読めない子どもがいて、本当に読めない子どもがいます。文字は書けるけど、読めない。読めないけれど、書ける。そういう子どもたちが、実態として通常の学級の中にいっしょに学習するケースが最近非常に増えていると思います。こういう子どもたちが、集団の中で学ぶ意義は大変あると思いますし、そういう友達との関係において子どもが育っていく中で、生きる力を身につけていくということは、大変大事なことだと思います。

しかし、学習の保障ということから考えてみますと、やっぱりそれなりの対応というものは、手厚くしていく必要があると思います。ニコサポとかあるいは、学習支援員さんという制度で、学校の現場には複数の配置の中で、教育課程がきちんとこなせるように指導はしていますが、実際、どこの学校も、特別支援教育について、いろんな一般の教員が学習したいという声を上げております。ですからそういう教員の資質も含めてですが、そうした多様な子どもたちが、学習できるような、教育課程が完全実施できていくように、あるいは、ねらいが達成できていくようにしていくための方策といいますか、柔軟な対応というものを含めてですが、本当にこれから真剣に考えていかないと、どこの小学校、中学校とも本当に苦労しているのですから、その辺りぜひ、これは対応等に当たるかもしれませんが、考えていただきたいと思います。

事務 特別な支援が必要な児童生徒についての教育課程上の配慮としてということになるとは思いますけど、幼稚園のところは、「障害のある幼児の」というところをつけております。しかし、小中学校については、つけておりません。これも先ほどの家庭との連携と共通して、どこの項目にも特別な児童生徒への必要な支援の配慮というのは必要になってくるということで、項目をあげてないんですけど、項目をあげたほうがよろしいでしょうか。

E 前回の答申の最後には、特別支援教育のことがあがっておりますが、これはまた違いますか。

事務 前は、特別支援教育に関する学習指導要領が出ていましたので、いっしょに諮問して答申をいただいたということがありました。今回、まだ出ていないという状況がありまして、今回の諮問の中には入れておりません。

ただし、特別な支援を要することについてはありますし、必要なことは盛り込んでいきたいと思っております。

E どこかで入れていただくとありがたいと思います。

K 先ほどの流れから、幼稚園も「障害のある」という言葉より、「特別な支援を要する幼児の指導の充実」ではないかと思います。幼稚園も、障害だけでなく、特別な支援を要する子どもさんがとても多くなってきています。「特別な支援」とすると、枠が広がって、個々に応じた支援ができるかなと思います。

F 先ほど、教育条件の整備のことを言われたんですが、特別な支援を必要とする児童生徒については、配慮事項はいろいろあると思います。特別支援教育については、様々な課題があるので、次は、学習指導要領改訂のことも考えると、どこに入れたらいいかわからないが、できるならば項目を設けてほしいと思います。教育条件の整備にもつながると思います。

B 他にありませんでしょうか。与えられた時間が大体来たようですので、今の議題については、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務 検討すべき具体的事項についていただきましたご意見をもとに、もう一度検討していきたいと思っております。

もう1つおはかりしたいことがございまして、実は、専門調査員の設置ということを考えております。その専門調査員というのは、本日ご検討いただいた検討すべき具体的な事項をもとに答申文の案を作成するために、専門調査委員会をおきたいと考えております。これは、幼稚園部会、小学校部会、中学校部会と3つございまして、6人から8人の部員で構成したいと考えています。

部員というのは、幼稚園、小学校、中学校それぞれ、現場で務めている教員で組織したいと考えておまして、教頭をキャップにして、教諭を部員としていきたいと考えております。専門調査委員会を設置したいというふうに考えておりますので、このことについてご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

B 専門調査委員会の設置についてですが、ご意見ございますでしょうか。

設置していただくということで、よろしいでしょうか。

では、よろしくお願ひいたします。

事務 ありがとうございました。それでは、今後の予定についてお知らせいたします。資料の7ページをご覧ください。

今後の審議等の予定を載せております。本日、第1回の島根県教育課程審議会を行ってまいりました。そして、これから先ほど承認いただきました専門調査委員会を次までに3回開きまして、答申文の案を作成したいと考えております。その答申の案につきまして、第2回の審議会を開催してご検討いただきたいと考えております。そして、その後第4回目の専門調査委員会を開きまして、第3回の審議会を開く、そして、答申をいただくという予定にしたいと考えております。

ここで、第2回の教育課程審議会の開催につきましては、事前に皆様のご予定についてお聞きして、調整させていただきました。なかなか皆さんお忙しくて、全員がお集まりいただける日が、実は、なかったんです。一番たくさん集まっていた日というのが9月30日、火曜日というふうになりましたので、その日に開催したいと思います。が、よろしいでしょうか。

B 調整していただきました9月30日でよろしいでしょうか。

事務 午後予定しております。

間で質問もございましたが、本日の議事の要旨につきましては、こちら事務局の方で作成しまして、皆様に送らせていただきたいと思います。そこで校正等をお願いしたいと思います。その後、義務教育課のホームページに掲載したいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。なお、発言者の名前は掲載いたしません。

会を閉じるにあたりまして、教育長が挨拶いたします。

7. 閉会挨拶

いろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。若干気づいたことで事務局として補足させていただきたいと思います。前回の11年度の答申の配慮事項ということをおっしゃいましたが、先ほど見ましたら、教育ビジョンで作った中身が入っております。今、伊藤次長とも話しましたが、この時点では教育ビジョンは、まだ作っておりませんで、この教育ビジョンと改めてお願いする答申の中身が、両方入っているという形です。

改めてお願いしますが、ビジョンの部分はこちらが整備しておりますので、先ほどご意見にもありましたように具体的に望ましい教育をどういうふうに進めるのかを入れたものをお願いするようになるかと思っております。

それから2点目は、必ずしも指導要領の通りに、島根県は優等生のようにやっていくというのではなくて、場合によっては肯定する部分と、否定とはなかなかいかないかもしれませんが、批判的に受け止める両方あってもいいのではないと思っております。そういうことでは、島根県についてはこうやるんだと、ベースは指導要領であっても、少しそれた範囲のところでも差し支えないのではないかというふうに思っております。私は、「生きる力」という表現そのものがどうもぴたっとこないんです。食育では、「食べる力」というのがあるんですよ。で、この「食べる力」が出たときに、県庁の会議の中で、どうも食べる力というのがピンと来ない。知事さんに何を連想しますかと言うと、「ぼくは、戦後の窮乏期にお金がなくて食べ物が買えなくてひもじい思いをする、それをイメージする。」とおっしゃいました。次の方がおっしゃいました。「私は、年寄りが咀嚼能力が落ちてね、餅がのどに詰まる、あれを連想しますな。」と言うことで、島根県は食育のなかで「食べる力」と言うのを現場に下ろしませんでした。「食べる知恵」にしました。「知恵」というのは当然知識だけではなくて、それに対応して行動することも含めた知恵ですが、そういうふうに思っております。「生きる力」ということばを使わんという意味ではなくて、たとえば、そういう視点で、ご検討いただくことも増えたらいいなと思っております。

教育ビジョンの中にも書き込んでおりますが、知事が、自分の県政運営の政策の大きな柱として、「読書県民運動」を勧めたいと言われました。知事から聞いた時に、「学校のほとんどが、朝読書とか読み聞かせとかやっていますよ」と申しましたが、「いやいや、そういうレベルではなくて全国で島根県の読書運動すごいなというふうなそういうレベルのところの県民運動にしたいんだ」ということでした。予算のある頃でありましたら、「分かりました。」とありますが、今なかなか予算が伴ってまいりませんのでまごまごしておりましたら、この間は、強い調子で「これはぼくの政策としてとにかくやりたいんだ。」従って財政当局もですね、どうにかしてくれということも含めまして言われました。もちろん、学校で進める部分も大きな必須条件になりますが、家読、家での読書という運動も進めていきたいと思っております。家庭・地域との連携という話もございました。そういうことも併せまして、読書という問題、この生きる力の中の言語活動の充実というところにも書かれておりますように、まさしく、コミュニケーション、あるいは感性・情緒の源ということは全く同感でありますので、その言語力を養うという中での読書というのは、必須条件だと思いますので、こちらの方も進めてまいりたいと思っております。

もう一点だけ。島根県に十年勤務したことのある国から来た方と一緒にあった時に、「やっぱり教育するなら、島根県だよな。」とこうおっしゃいました。「私もそう思っていたんだけど、調べてみますと先ほどもありましたように、残念ながら学

力がいろいろなとり方がありますが低下している問題、あるいは体力にしてもそういう形の部分がある、自然が豊かだから外で遊んでいるかということ、必ずしもそうではなくて、友達のところに行ったら、ゲームをしたり、テレビを見たりする状況にありまして」と言いましたら、「それこそいつもあなたが批判する悪しきデータ主義じゃないの。データが何であろうと、教育するなら島根県だ、と自信もってやればいいよ。」とその人はおっしゃってくださいました。私は、目が覚める思いがしました。「そうだ、恵まれた教育環境の中で子どもを育てていける。」ということに自信をもって進めていきたいなと思っております。また、そういう面での指導要領の今回お願いしておりますところの検討もお願いしたいと思っております。

どうかよろしく願いいたします。今日は、ありがとうございました。